

奈良市公報

号外第 11号

平成 16年7月2日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規 則	
政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則	1
告 示	
開発行為に関する工事の完了（3件）	1
放置自転車等の保管	2
国民健康保険被保険者証の無効	2
奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し	3
奈良市排水設備指定工事店の指定	3
放置自転車等の保管	3
道路の位置指定	3
奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	3
放置自転車等の保管	3
日本脳炎予防接種の実施	4
放置自転車等の保管	4
奈良市母子福祉委員設置要綱を廃止する告示	4
放置自転車等の保管（2件）	4
認可地縁団体の告示事項の変更（3件）	5
予防接種の実施の一部改正	5
道路の位置指定	5
新設の事業計画のある道路の指定	5
身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退	6
放置自転車等の保管	6
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	6
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	6
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
道路の位置指定（2件）	6
市営住宅空家入居者の募集	7
コミュニティ住宅空家入居者の募集	7
なら工芸館の臨時休館	7
公 営 企 業	
奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	7
奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃	

止の届出	7
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	7
選挙管理委員会	
選挙人名簿からの抹消	8
選挙人名簿からの抹消の取消し	8
災害対策本部	
奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	8

規 則

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16年 4月 23日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 37号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7年奈良市規則第 55号）の一部を次のように改正する。

別記第 3号様式中 「商品先物取引」を 「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 16年 4月 23日揭示済）

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 4月 23日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 38号

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則

奈良市情報化推進委員会設置規則（平成 14年奈良市規則第 76号）の一部を次のように改正する。

別表中 「電子計算課長」を 「情報管理室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 16年 4月 23日揭示済）

告 示

奈良市告示第 222号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の

規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 19日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 3月 11日 奈良市指令都整開第 03A - 61号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 4月 19日 第 866号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町 349番地の 1 及び 349番地の 8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市山陵町 349番地の 8
山口 勝博
(平成 16年 4月 19日 揭示済)

奈良市告示第 223号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 19日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 3月 17日 奈良市指令都整開第 03A - 59号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 4月 19日 第 867号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西九条町五丁目 3 番地の 2、3 番地の 10及び 3 番地の 13
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 80号
株式会社二トリ
代表取締役 似鳥 昭雄
(平成 16年 4月 19日 揭示済)

奈良市告示第 224号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 19日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 3月 3日 奈良市指令都整開第 03A - 56号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 4月 19日 第 868号
- 3 開発区域に含まれる地域

- 奈良市大宮町一丁目 41番地の 8 及び 41番地の 10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市杉ヶ町 11番地の 2 杉ヶ中町ビル
奈良県民共済生活協同組合
理事長 鎌倉 利行
(平成 16年 4月 19日 揭示済)

奈良市告示第 225号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 19日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 4月 19日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 4月 19日 揭示済)

奈良市告示第 226号

下記の者について、平成 16年 3月 15日奈良市国民健康保険被保険者証を送付したが未着であることが判明したので、当該奈良市国民健康保険被保険者証は無効であることを公示します。

平成 16年 4月 19日

奈良市長 大川 靖 則

記

奈良市国民健康保険被保険者証交付者

住 所 奈良市山陵町 79番地の 1
世帯主名 堀井和彦
被保険者証記号番号 奈1 664- 770
交付年月日 平成 16年 3月 15日

(平成 16年 4月 19日揭示済)

奈良市告示第 227号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 4月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 取消し年月日

平成 16年 4月 20日

2 指定工事店

指定番号 第 129号

店舗の所在地 奈良市神殿町 324- 3

会社名 株式会社 加井工業奈良営業所

代表者 梶村 卓司

(平成 16年 4月 20日揭示済)

奈良市告示第 228号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 4月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 指定年月日

平成 16年 4月 20日

2 指定工事店

指定番号 第 129号

店舗の所在地 天理市石上町 383番地の 1

会社名 株式会社 加井工業

代表者 代表取締役 加井 健司

(平成 16年 4月 20日揭示済)

奈良市告示第 229号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 4月 20日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 20日揭示済)

奈良市告示第 230号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により告示します。

平成 16年 4月 21日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	奈良市佐保台西町 85番地
申請者氏名	新都市開発株式会社 代表取締役 吉岡 正治
道路の位置	奈良市中辻町 7番地の 4の一部
道路の幅員	4.5メートル
道路の延長	16.9メートル
指定年月日	平成 16年 4月 21日
指定番号	第 1600号

(平成 16年 4月 21日揭示済)

奈良市告示第 231号

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 4月 21日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域総合整備資金貸付要綱(平成 12年奈良市告示第 60号)の一部を次のように改正する。

附則第 2項中「平成 16年 3月 31日」を「平成 17年 3月 31日」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 4月 21日から施行する。

(平成 16年 4月 21日揭示済)

奈良市告示第 232号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 4月 21日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 4月 21日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 4月 21日揭示済)

奈良市告示第 233号
予防接種法(昭和 23年法律第 68号)第 3条第 1項の規定による日本脳炎予防接種を行いますので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 5条の規定により次のとおり公告します。
平成 16年 4月 21日
奈良市長 大川 靖 則

1 予防接種を受けられる者の範囲
第 2期 小学校 4年生及び昨年受けられなかった小学校 5年生
第 3期 中学校 3年生(16歳未満のもの)

2 予防接種を行う日時及び場所
別紙のとおり

3 接種不適当者
(1) 明らかな発熱(37.5以上)を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー(即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
(4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) 前回の予防接種で 2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金
500円実費徴収。ただし、予防接種法第 24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

6 その他
不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。
別紙省略
(平成 16年 4月 21日揭示済)

奈良市告示第 234号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

す。
平成 16年 4月 22日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 4月 22日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 4月 22日揭示済)

奈良市告示第 235号
奈良市母子福祉委員設置要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成 16年 4月 22日
奈良市長 大川 靖 則
奈良市母子福祉委員設置要綱を廃止する告示
奈良市母子福祉委員設置要綱(平成 14年奈良市告示第 19号)は、廃止する。
附 則
この告示は、平成 16年 4月 22日から施行する。
(平成 16年 4月 22日揭示済)

奈良市告示第 236号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 16年 4月 23日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 4月 23日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 4月 23日揭示済)

奈良市告示第 237号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 16年 4月 26日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

す。
平成 16年 4月 22日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 4月 22日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 4月 22日揭示済)

奈良市告示第 235号
奈良市母子福祉委員設置要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成 16年 4月 22日
奈良市長 大川 靖 則
奈良市母子福祉委員設置要綱を廃止する告示
奈良市母子福祉委員設置要綱(平成 14年奈良市告示第 19号)は、廃止する。
附 則
この告示は、平成 16年 4月 22日から施行する。
(平成 16年 4月 22日揭示済)

奈良市告示第 236号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 16年 4月 23日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 4月 23日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 4月 23日揭示済)

奈良市告示第 237号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 16年 4月 26日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 4月 26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 26日 掲示済)

奈良市告示第 238号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により秋篠梅ヶ丘町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 26日

奈良市長 大川 靖 則

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中川 晋作 奈良市秋篠町 1041 番地	久保 弘 奈良市秋篠町 625 番地の 6

2 変更の年月日

平成 16年 3月 31日

(平成 16年 4月 26日 掲示済)

奈良市告示第 239号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 26日

奈良市長 大川 靖 則

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の 所 在 地	奈良市下狭川町 30 10番地	奈良市下狭川町 29 8番地
代表者の氏名 及 び 住 所	西田 昌靖 奈良市下狭川町 30 10番地	西田 徳久 奈良市下狭川町 20 9番地

2 変更の年月日

平成 16年 4月 1日

(平成 16年 4月 26日 掲示済)

奈良市告示第 240号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 26日

奈良市長 大川 靖 則

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	北山 道昭 奈良市敷島町一丁 目 56番地の 8	山本 薫 奈良市敷島町一丁 目 163番地の 6

2 変更の年月日

平成 16年 4月 1日

(平成 16年 4月 26日 掲示済)

奈良市告示第 241号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 4月 26日

奈良市長 大川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 4月 26日 掲示済)

奈良市告示第 242号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	奈良市秋篠町 582番地の 20
申請者氏名	相川 直利
道路の位置	奈良市押熊町 1108番地の 3、1109番地及び 1110番地の 2 の各一部
道路の幅員	5.0メートル
道路の延長	14.4メートル
指定年月日	平成 16年 4月 27日
指 定 番 号	第 15019号

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 243号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

1 指定年月日

平成 16年 4月 27日

2 指定した道路の名称

県道笠置山添線

3 指定した道路の区域

起点側地名及び地番 奈良市邑地町 2567- 1

終点側地名及び地番 奈良市邑地町 2567- 1
 4 指定した道路の幅員 10m
 5 指定した道路の延長 37.65m
 (平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 244号

身体障害者福祉法施行令(昭和 25年政令第 78号)第 3 条第 2 項の規定により、指定医がその指定を辞退したため、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4 条の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

医師の氏名	医療機関 の名称	医療機関 の所在地	診療科目	辞退年 月日
多田 隆興	国立病院 機構 奈良病院	東紀寺町一 丁目 50- 1	脳神経外 科(肢体 不自由)	平成 15 年 3月 31日

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 245号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成 16年 4月 27日

- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 246号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ぼればれ	奈良市あやめ	居宅介護支援事業	平成 16年

あやめ池	池南四丁目4 - 16		3月 31日
------	----------------	--	--------

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 247号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
総合福祉ツクイ奈良	奈良市川之上突抜町 10 - 1	奈良市西紀寺町 38	奈良市川之上突抜町 10- 1	平成 16年 3月 15日
有限会社奈良ケアサービス	奈良市本子守町 1 炊保ビル 2 F	奈良市南魚屋町 14	奈良市本子守町 11 久保ビル 2 F	平成 16年 1月 15日

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 248号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 4月 27日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ぼればれ登美ヶ丘	奈良市登美ヶ丘二丁目 2 - 15	訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業	株式会社ひまわりの会	奈良市登美ヶ丘二丁目 2 - 15	平成 16年 4月 1日

(平成 16年 4月 27日 掲示済)

奈良市告示第 249号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 4月 28日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	奈良市富雄北一丁目1番26号
申請者氏名	松本商事 代表者 松本 俊昭
道路の位置	奈良市中山町175番地の1の一部
道路の幅員	4.17メートル
道路の延長	35.00メートル
指定年月日	平成16年4月28日
指定番号	第15018号

(平成16年4月28日揭示済)

奈良市告示第250号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成16年4月30日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市三松三丁目827番地及び829番地の各一部
道路の幅員	4.00メートル
道路の延長	17.77メートル
指定年月日	平成16年4月30日
指定番号	第15031号

(平成16年4月30日揭示済)

奈良市告示第251号

奈良市営住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成16年4月30日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成16年4月30日揭示済)

奈良市告示第252号

奈良市コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成16年4月30日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成16年4月30日揭示済)

奈良市告示第253号

なら工芸館条例施行規則(平成12年奈良市規則第66号)第3条第2項の規定により、平成16年6月9日から同月13日までなら工芸館を休館します。

平成16年4月30日

奈良市長 大川 靖 則
(平成16年4月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第21号

昭和62年奈良市水道局告示第2号(奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成16年4月21日から施行する。

平成16年4月19日

奈良市水道事業管理者

福田 恵 一

第2項中「奈良県農業協同組合」を

奈良県農業協同組合
株式会社 京都銀行

に改める。

(平成16年4月19日揭示済)

奈良市水道局告示第22号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成16年4月19日

奈良市水道事業管理者

福田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	届出日
有限会社 どりーむ 設備	代表取締役 吉田 喜次	奈良市青山三丁目 1番地13-40号	平成16年 4月12日

(平成16年4月19日揭示済)

奈良市水道局告示第23号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成16年4月19日

奈良市水道事業管理者

福田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社ドリームホームアップ	代表取締役 吉田 喜次	奈良市青山三丁目 1番地 13- 401号	平成 16年 4月 14日

(平成 16年 4月 19日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 18号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 16年 3月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 4月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日
平成 16年 4月 19日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 16年 4月 19日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 19号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

企画情報第一班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 気象情報の収集及び伝達に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
企画情報第二班 (文化振興課長)	文化振興課に所属する職員	

を

企画情報第一班 (企画課長)	企画課に所属する職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 気象情報の収集及び伝達に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
企画情報第二班 (合併対策室長)	合併対策室に所属する職員	
企画情報第三班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	

に改め、同部中「企画情報第三班」

平成 16年 4月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 1 抹消の取消年月日
平成 16年 4月 19日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 4月 19日 揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第 1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 4月 19日

奈良市災害対策本部長
大川 靖 則

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成 14年奈良市災害対策本部告示第 1号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表企画部の項中「企画情報第四班」の次に「・企画情報第五班・企画情報第六班」を加え、同表建設第一部の項中「土木第二班」の次に「土木第三班」を加え、同表建設第三部の項中「河川班」を削る。

別表第 1 企画部の部庶務班の項中「企画課長」を「防災課長」に、「企画課」を「防災課」に改め、同部中

企画情報第四班 (文化振興課長)	文化振興課に所属する職員	
---------------------	--------------	--

を「企画情報第五班」に、「企画情報第四班」を「企画情報第六班」に改め、同表建設第一部の部庶務班の項中「道路管理課長」を「土木管理課長」に、「道路管理課」を「土木管理課」に改め、同部中

土木第一班 (道路管理課長)	道路管理課及び土木管理センターに所属する職員	1 道路、河川、橋梁等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事。 2 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。	を
土木第二班 (道路建設課長)	道路建設課に所属する職員	3 住宅内の障害物の除去に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。	

土木第一班 (土木管理課長)	土木管理課及び土木管理センターに所属する職員	1 道路、河川、橋梁等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事。 2 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。	に改め、同表建設第三部の部河川
土木第二班 (道路整備課長)	道路整備課に所属する職員	3 住宅内の障害物の除去に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。	
土木第三班 (河川課長)	河川課に所属する職員		

班の項を削り、同表水道部の部庶務班の項中「経理課及び電子計算課」を「情報管理室及び経理課」に改め、同部給水第二班の項中「配水課」の次に「工事検査室」を加え、同部水源班の項中「東部管理課及び工事検査室」を「及び東部管理課」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 4月 19日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月 1日から適用する。

(平成 16年 4月 19日揭示済)